○自然科学研究機構分子科学研究所特別訪問研究員受入取扱要領

平成16年10月1日 分子科学研究所長決定

(趣旨)

- 第1 自然科学研究機構分子科学研究所(岡崎共通研究施設にあっては、分子科学研究 所が緊密な連係及び協力を行う研究施設を含む。以下「研究所」という。)の、より 一層の発展に寄与するために受け入れる特別訪問研究員の取扱いについて、必要な事 項を定める。
- 2 特別訪問研究員の取扱いについては、制度及び研究所における別の定めがある場合を除き、この要領の定めるところによる。

(資格)

第2 特別訪問研究員として受け入れることができる者は、他機関の経費等により雇用された研究員で、研究所長が受入れを適当と認める研究者とする。

(申請)

第3 特別訪問研究員として受入れを希望する者は、研究所の受入れに係る研究教育職員又は特任教員(以下「受入研究教育職員等」という。)を経由して、特別訪問研究員受入申請書(別記様式第1号)を、研究所長に提出するものとする。

(受入許可)

- 第4 特別訪問研究員の受入れは、研究所長が許可する。
- 2 研究所長は、特別訪問研究員の受入れを許可したときは、特別訪問研究員受入許可 書(別記様式第2号)を交付する。
- 3 研究所長は、特別訪問研究員の受入れを許可したときは、研究所の教授会議に報告 するものとする。

(受入期間)

第5 第2に掲げる者の受入期間は、1年以内とし、受入れを許可された日の属する当該年度を超えることはできない。

(受入れの中止等)

- 第6 研究所長は、特別訪問研究員が次の各号の一に該当するときは、当該特別訪問研究員の受入れを中止、又は許可を取り消すことができる。
 - (1) 疾病その他やむを得ない理由により当該研究の中止の申し出があったとき。
 - (2) 研究所の規則その他の遵守事項に違反したと認められるとき。
 - (3) その他研究に従事することが適当でないと認められるとき。

(施設等の利用)

第7 特別訪問研究員は、特に定めのある場合を除き、受入研究教育職員等が研究上必要と認めたときは、研究所の施設及び設備等(以下「施設等」という。)の管理責任者の許可を得て、当該施設等を利用することができる。

(研究報告書の提出)

第8 特別訪問研究員は、受入期間が終了したときは、研究報告書を研究所長に提出し

なければならない。

(事故による傷病の治療等)

第9 特別訪問研究員は、研究従事中に自らの責に帰すべき事由により発生した事故による傷病の治療を要した場合は、その費用を負担するものとする。

(弁償の請求)

- 第10 研究所長は、特別訪問研究員が研究所の施設等を、自らの責に帰すべき事由により滅失又は毀損したときは、当該特別訪問研究員に弁償を請求することができる。 (規程等の遵守)
- 第11 特別訪問研究員は、自然科学研究機構が定める規程等、関係法令及び指示を遵 守しなければならない。

(研究成果の公表)

- 第12 特別訪問研究員の研究所における研究成果は,原則として公表するものとする。
- 2 研究成果を学会等において発表する場合は、研究所における研究であることを明らかにするとともに、当該論文等の別刷りを研究所長に提出するものとする。

(知的財産権の取扱い)

第13 特別訪問研究員が研究所において行った研究成果による発明等に係る知的財産権(「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウ及びその他一切の知的財産権をいう。)の取扱いは、特別訪問研究員と研究所との間に別段の合意がある場合を除き、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職務発明等規程(平成16年自機規程第12号)に定めるところによる。

(称号の付与)

- 第14 研究所長は、受入研究教育職員等から推薦があった場合、受入れを許可した特別訪問研究員に特別訪問教授又は特別訪問准教授の称号を付与することができる。 (その他)
- 第15 この要領に定めるもののほか,特別訪問研究員の受入れに関し必要な事項は,研究所長が別に定める。

附則

- この要領は、平成16年10月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。 附 則
- この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年11月5日から施行する。

附則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附則

この要領は、令和 2 年6月19日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年4月1日から施行する。

特別訪問研究員受入申請書

年 月 日

大学共同利用機関法人自然科学研究機構 分子科学研究所長 殿

申請者 所属機関 所属長

印

下記のとおり、貴研究所の特別訪問研究員として受入れを申請しますので、許可くだ さるようお願いします。

記

1. 受入研究員氏名						
2. 研 究 課 題 名						
3. 受 入 期 間	年	月	日から	年	月	日まで
4. 研究部門等名						
5. 受入研究教育職員等名						

6 研究計画の概要					
7 履歴等(別紙添付)					
7 履歴等(別紙添付)					
推薦書					
※称号付与の希望 □特別訪問教授 □特別訪問准教授 □なし					
受入研究教育職員等					
職・氏名					
注) ト記集別訪問教授又は集別訪問准教授の称号付与を希望する場合は 研究等	¥/≠ / ★/+ → → → →				

注)上記特別訪問教授又は特別訪問准教授の称号付与を希望する場合は、研究業績(著書・論文名・ 学協会誌名・巻・頁・発行年を記入した一覧)の資料を添付すること。

		履		歴			
ふりがな 氏 名			男 女		年	月	日生
現住所	(〒	—)	Т	EL ()	_	
学 歴							
年	月	大学 学部	(学)	科卒業			
年	月	大学大学院	学研究科	(学専		課程 期課程	修了
年	月	大学大学院	学研究科	(学事	攻)博士(後	後期)課程	修了
学 位							
年	月	博士	(大	(学)			
職歴・その他							

特別訪問研究員受入許可書

年 月 日

殿

大学共同利用機関法人 自然科学研究機構 分子科学研究所長

年 月 日付けで申請のあった特別訪問研究員の受入れについて、下記の とおり許可します。

記

1. 受入研究員氏名						
2. 研 宪 課 題 名						
3. 受 入 期 間	年	月	日から	年	月	日まで
4. 研究部門等名						
5. 受入研究教育職員等名						

[留意事項]

- (1) 研究所の施設等を利用したいときは、研究所が定める責任者の許可を得てください。
- (2) 研究所では、災害補償制度を準備しておりませんので、事故等による傷病の治療等は各自の負担となります。
- (3) 研究所の施設等を,自らの責に帰すべき事由により滅失又は毀損したときは, 弁償していただく場合があります。